国立大学法人東京外国語大学特定非常勤講師に関する規程

令和 3 年 1 月 26 日 規 則 第 17 号

改正 令和 4年 3月22日規則第20号

(目的)

第1条 この規程は、東京外国語大学(以下「本学」という。)が開設する授業等を本学との業務委託契約により教授する者(以下「特定非常勤講師」という。)について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「授業担当責任者」とは、特定非常勤講師に委託する授業を担当する専任教員をいう。

(委託する授業の範囲)

- 第3条 特定非常勤講師に委託する授業は、次の各号に掲げる授業とする。
 - (1) オンラインにより双方向型で海外在住者が開設する授業
 - (2) オンデマンド型で開設する授業(海外・国内在住を問わない。)
 - (3) その他、必要と認めた授業等
- 2 特定非常勤講師は前項に掲げる授業実施にあたり、本学の教育目的・方針等を踏ま え、授業担当責任者の指示に基づき、授業内容を計画するものとする。

(特定非常勤講師候補者の選考)

- 第4条 特定非常勤講師候補者の選考は、授業を開設する部局の教授会等において行うものとする。
- 2 当該教授会等は、選考した特定非常勤講師候補者に関する必要な情報等を添付の上、学長に報告するものとする。

(業務委託契約)

- 第5条 学長は、前条第2項の報告を受け、特定非常勤講師候補者と業務委託契約を締結するものとする。
- 2 前項の業務委託契約期間は、学年又は学期とし、当該年度を超えない期間とする。 (業務委託契約の解除)
- 第6条 次の各号に掲げる場合においては、特定非常勤講師との業務委託契約を解除する ものとする。
 - (1) 心身の故障、その他の理由で授業の提供ができなくなった場合
 - (2) 本学の信用を失墜させる行為又は教育上不適当な行為があった場合
 - (3) 担当する授業に履修登録学生がいない場合

- (4) やむを得ない理由により、本人より解除の申し出があった場合
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合 (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。